

2024 年度 全県分の調査結果

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号）」（以下「指導指針」という。）に基づき、2024 年度に本県及び水質汚濁防止法政令市が調査を実施した 20 ゴルフ場（県 9 ゴルフ場、岡崎市 3 ゴルフ場、春日井市 2 ゴルフ場、豊田市 6 ゴルフ場）の農薬水質調査結果は、以下のとおりであり、指導指針に定める指針値の超過はありませんでした。

1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	分析した農薬 の種類	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数	
			指針値超過		指針値超過 検体数
殺虫剤	1 4	8	0	2 8	0
殺菌剤	3 9	2 0	0	9 6	0
除草剤	2 3	7	0	3 7	0
植物成長 調整剤	3	2	0	3	0
全 体	7 9	2 0	0	1 6 4	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺虫剤	イソキサチオン	N. D.	0.05	0.0002
	エトフェンプロックス	N. D.	0.82	0.0067
	クロチアニジン	N. D.	2.5	0.028
	クロルピリホス	N. D.	0.02	0.00046
	クロルフルアズロン	N. D.	0.87	0.00029
	ダイアジノン	N. D.	0.02	0.00077
	チアメトキサム	N. D.	0.47	0.035
	チオジカルブ	N. D.	0.8	0.027
	テブフェノジド	N. D.	0.42	0.83
	ビフェントリン	N. D.	0.26	0.000058
	フェニトロチオン又はME P	N. D.	0.13	0.014
	フルキサメタミド	N. D.	0.22	0.039
	フルベンジアミド	N. D.	0.45	0.058
	ペルメトリン	N. D.	1	0.0017
殺菌剤	アシベンゾラルS－メチル	N. D.	2	2.2
	アゾキシストロビン	N. D.	4.7	0.28
	アミスルブロム	N. D.	2	0.036
	イソプロチオラン	N. D.	2.6	9.2
	イプロジオン	N. D.	0.5	1.8
	イミノクタジン酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩＊ （イミノクタジンとして）	N. D.	0.061	0.027
	イミベンコナゾール	N. D.	0.26	0.18
	エトリジアゾール	N. D.	—	—
	オキシシン銅又は有機銅	N. D.	0.2	0.018
	キャプタン	N. D.	2	0.026
	クロロタロニル又はTPN	N. D.	0.47	0.08
	クロロネブ	N. D.	—	—
	シアゾファミド	N. D.	4.5	0.088
	ジフェノコナゾール	N. D.	0.25	0.75
	ジプロコナゾール	N. D.	0.3	20
	ジラム	N. D. ～ 0.0016	—	0.0096
	チウラム	N. D.	0.2	0.1
	チオファネートメチル	N. D.	3	1
	チフルザミド	N. D. ～ 0.005	0.37	1.4
	テブコナゾール	N. D.	0.77	2.6
	塩基性塩化銅 塩基性硫酸銅 水酸化第二銅 無水硫酸銅 硫酸銅五水和物（硫酸銅五水塩）＊ （銅として）	0.0011	—	0.0038
	トルクロホスメチル	N. D.	1.7	0.93
	バリダマイシンA又はバリダマイシン	N. D.	9.5	100
	ピカルブトラゾクス	N. D.	0.61	0.34

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺菌剤	ピラジフルミド	N. D.	0.55	1.6
	ピリベンカルブ	N. D.	1	0.6
	フェリムゾン	N. D.	0.5	6.2
	フルキサピロキサド	N. D.	0.55	0.29
	フルジオキシニル	N. D.	8.7	0.77
	フルトラニル	N. D.	2.3	3.1
	プロピネブ	N. D.	—	0.21
	ヘキサコナゾール	N. D.	0.12	2.9
	ペンシクロン	N. D.	1.4	1
	ペンチオピラド	N. D.	2	0.56
	ポリオキシシンD亜鉛塩	N. D.	190	4
	マンゼブ	N. D.	—	0.12
	ミクロブタニル	N. D.	0.63	9.7
	メタラキシル及びメタラキシルM	N. D.	0.58	95
	メプロニル	N. D.	1	4.2
除草剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	N. D.	10	90
	エトベンザニド	N. D.	1.1	0.78
	カフェンストロール	N. D.	0.07	0.02
	ジカンバ又はMDBA、 ジカンバジメチルアミン塩又は MDBAジメチルアミン塩及び ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩 *（ジカンバ酸又はMDBA酸として）	N. D.	9.3	88
	シクロスルファミロン	N. D.	0.8	0.035
	ジチオピル	N. D.	0.095	0.56
	シマジン又はCAT	N. D.	0.03	1.7
	トリアジフラム	N. D.	0.23	2.5
	ナプロパミド	N. D.	0.29	6.8
	ハロスルフロンメチル	N. D.	2.6	0.05
	ピラフルフェンエチル	N. D.	4.5	0.0082
	ピリブチカルブ	N. D.	0.23	0.1
	フェノキサスルホン	N. D.	4.5	0.0093
	フェンキノトリオン	N. D.	0.042	13
	ブタミホス	N. D.	0.2	0.62
	フルフェナセット	N. D.	0.29	1.3
	フルボキサム	N. D.	0.21	2.3
	プロピザミド	N. D. ~ 0.002	0.5	4.7
	ペンディメタリン	N. D.	3.1	0.14
	ベンフルラリン又はベスロジン	N. D.	0.1	0.029
	ホラムスルフロン	N. D.	13	97
	メタミホップ	N. D.	0.11	0.28
	MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩* （MCPAとして）	N. D.	0.05	61

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
植物成長 調 整 剤	エテホン	N. D.	—	71
	トリネキサパックエチル	N. D.	0.15	57
	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	N. D.	1.6	19

注１：水濁指針値は、農薬取締法第４条第１項第９号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準において定める基準値の１０倍値又は指導指針別表に掲げる値

注２：水産指針値は、農薬取締法第４条第１項第８号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準において定める基準値の１０倍値

注３：測定結果の「N. D.」は、報告下限値未満であることを示す。報告下限値は、各調査機関により異なる。

注４：指針値の「—」は、指針値が設定されていないことを示す。

注５：＊印の農薬は、（ ）内の物質の濃度として評価している。